

令和4年8月30日

第 26 回

余市町農業委員会総会議事録

余市町農業委員会

1. 令和4年8月30日午後1時30分より、余市町役場301・302会議室において、第26回余市町農業委員会総会を余市町農業委員会会長 細山正己これを招集した。

2. 定刻までに参集した委員は次のとおりである。

議席番号	1番	村井貞治
〃	2番	中岡博晃
〃	4番	野呂栄二郎
〃	5番	村尾哲郎
〃	6番	土居義和
〃	7番	川合一
〃	8番	井川和彦
〃	9番	落雅美
〃	10番	石岡渡
〃	11番	有田均
〃	12番	曾我貴彦
〃	13番	山本秀弘
〃	14番	金子秋雄
〃	15番	坂本政隆
〃	16番	細山正己

3. 本日、この会議を欠席した委員は次のとおりである。

議席番号	3番	片山裕
------	----	-----

4. 本日、この会議に参加したる者の職・氏名は次のとおりである。

余市町農業委員会	事務局 局長	濱川龍一
	事務局 次長	森谷満子
	庶務係 主任	小島祐子
	農地係 主事	篠原司

5. 本日の日程は、次のとおりである。

議事録署名委員の指名

議案第1号 現況証明願いについて

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業振興地域整備計画変更に係る意見書について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

（開会宣言の時刻午後 1 時 3 0 分）

議長 定刻になりましたので、ただ今から第 2 6 回余市町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は、1 5 名であります。

よって過半数に達しましたので、余市町農業委員会会議規則第 1 0 条の規定により総会は成立いたしました。

なお、本日、3 番片山委員は所用のため、欠席する旨の届出がありましたことをご報告いたします。

本総会の傍聴について、ご報告いたします。

本会会議規則第 3 0 条の規定に基づき、報道関係者を除く一般傍聴人を 1 0 名に制限することをご報告いたします。

本総会に付議する案件は、議案 4 件であります。

それでは、日程に入らせていただきます。

はじめに、議事録署名委員の指名についてをお諮りいたします。

一 同 議長指名

議長 議長指名ということですので、私の方から指名させていただきます。

2 番・中岡委員、1 0 番・石岡委員のご両名にお願い申し上げます。

それでは、案件の審議に入ります。

議案第 1 号 現況証明願いについてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

篠原主事 ただ今、上程されました、議案第 1 号につきまして朗読説明させていただきます。

議案第 1 号、現況証明願いについて。

このことについて、下記の者から現況証明願いがあったので実情検討の上、証明の可否について審議採決願いたい。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出、余市町農業委員会会長、細山正己。

申請番号 1 番、申請人住所氏名、余市町■■町■■丁目■番地■、■■■■■。土地の表示、■町■■番■、地目、公簿畑、現況農地採草放牧地以外、面積■■■㎡。調査年月日につきましては、令和 4 年 8 月 2 2 日。調査委員につきましては、土居委員、村尾委員、坂本委員の 3 名で調査を行ってございます。調査委員の所見につきましては、現況申請可相当でございます。

4 ページをお開き願います。

申請地につきましては、町道■■■■■■線の沿線の色塗り部分の土地でございます。

補足説明といたしまして、申請番号 1 番については、平成 7 年 1 0 月 3 0 日付けで農地法第 4 条転用許可済みであり、現在は住宅地として利用されております。今回の申請であります、現況証明後に地目変更登記をするもの

でございます。

以上1件の申請でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 　ただ今の説明に関連して、現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

6番 　申請番号1番の現況証明願いについて、8月22日、事務局を含め、村尾委員、坂本委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

調査の結果、本案件は平成7年に農地法第4条転用許可済であり、現在は住宅地として利用されているため、地目変更登記を行うために現況証明に係る申請があったものです。

以上の調査状況から本申請地に農地性は無く、農地採草放牧地以外であり現況申請可相当との意見で一致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

議長 　事務局からの内容説明と調査委員の報告が終わりましたので、質疑に入ります。

議案第1号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一同 　異議なし

議長 　ご異議がないようですので、議案第1号につきましては、申請のとおり可と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

森谷次長 　議長、番外

議長 　はい、番外

森谷次長 　ただ今、上程されました、議案第2号につきまして朗読説明させていただきます。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。

このことについて、下記の者から農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので実情検討の上、審議採決願いたい。

令和4年8月30日提出、余市町農業委員会会長、細山正己。

申請番号1番、申請人住所氏名、貸主、■■町■■町■■■■■■番地、■

このことについて、下記の者から農業振興地域の整備に関する法律に基づき農用地区域除外の申し出があり、余市町長より求められた整備計画の変更に伴う本会意見について審議採決願いたい。

令和4年8月30日提出、余市町農業委員会会長、細山正己。

申請番号1番、申請人住所氏名、余市町■■町■■丁目■番地■、■■■■■■。申請地につきましては■■町■■番■、公簿原野、面積■■■■■■m²外■筆、合計■筆、■■■■■■m²。

備考といたしまして、都市計画区域外、農用地区域内、非農地です。

10ページをお開き願います。

申請地につきましては、■■■■■■側の色塗り部分の土地でございます。

補足説明といたしまして、申請番号1番の申請地につきましては、令和3年9月30日に農業委員会総会で非農地決定をしており、当該地を今後農地として活用する見込みがないため、農用地区域から区域除外する必要があることから、余市町長に意見を求められたものであります。

以上、1件の申請でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

細山議長 事務局からの内容説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第3号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

細山議長 ご異議がないようですので、議案第3号につきましては、申請のとおり可と決定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩中に農用地利用集積推進会議開催)

(休憩時間 午後1時41分～午後1時45分)

議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

濱川局長 議長、番外。

細山議長 はい、番外。

濱川局長

ただ今、上程されました議案第4号につきまして朗読説明させていただきます。
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、余市町長より決定を求められた、別紙、農用地利用集積計画について、審議採決願いたい。

令和4年8月30日提出 余市町農業委員会会長 細山正己。

12ページをお開き願います。

農用地利用集積計画書でございます。

1、各筆明細、所有権を移転する者、余市町■■町■■■■番地、■■■■
■■。所有権の移転を受ける者、余市町■■町■■■■番地、■■■■。

所有権を移転する土地は、15ページに明細がありますが、余市町■■町■■■■番■■、外■■筆、地目、登記簿、現況とも畑、面積は■■筆計■■■■m²。

所有権の移転の内容につきましては、所有権の移転時期、令和4年8月30日、対価■■■万円を支払期限の令和4年9月30日までに指定口座に振込むものでございます。

13ページをお開き願います。

2、共通事項でございます。

14ページをお開き願います。

3、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等でございます。

15ページをお開き願います。

所有権を移転する土地の明細でございます。

16ページをお開き願います。

農用地利用集積計画作成にかかる協議経過報告書でございます。

17ページをお開き願います。

申出地は、町道■■■■線沿いの色塗り部分となっております。

18ページをお開き願います。

農用地利用集積計画作成に係る農業経営基盤強化促進法第18条第3項確認書でございます。

以上1件の申出でございます。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号に該当する必要があるとあり、当該申し出により作成された計画内容は、要件を満たしていると考えます。

各委員におかれましては、議案第4号につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長

事務局からの内容説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
議案第4号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、議案第4号につきましては、提案のとおり可
と決定いたします。

以上、本日もご提案申し上げました案件は、全て終了いたしましたので、第
26回総会を閉会いたします。

(閉会宣言の時刻 午後1時49分)

(本会議所要時間 15分)

この議事録は相違ないことを認め、署名する。

議 長 余市町農業委員会 会 長

議事録署名委員 余市町農業委員 2 番

議事録署名委員 余市町農業委員 10 番